

## 水道料金改定について Q&A

問) なぜ料金改定が必要なのですか？

答) 人口減少と節水機器の普及により、水道料金収入は減少傾向にあり、必要な財源を確保することが困難な状況です。更に、老朽化が進む管路等施設の更新費用や物価等の高騰による経費の増加から多額の費用を要することを見込んでいます。お客様に安全で安定した水道水の供給を確保するために必要な改定となっていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

問) いつから改定するのですか？

答) 令和 6 年 10 月 1 日から改定を行い、令和 6 年 12 月検針分から新料金での請求となります。

(※令和 6 年 10 月検針以降の使用分からです。)

令和 6 年 10 月 1 日以降に使用開始したお客様は、改定後の料金が適用されます。

問) 水道料金はどれくらい上がるのですか？

答) 令和 6 年 10 月 1 日から基本料金と従量料金を見直し、給水収益が総体的に 10.94%増加するよう改定します。目安としては下記表のとおりとなります。

水道料金早見表

(税込)

2か月あたりの 使用水量	口径 13mm			口径 20mm		
	新料金	現行料金	増加額	新料金	現行料金	増加額
0m <sup>3</sup>	1,804円	1,621円	+183円	3,476円	3,073円	+403円
10m <sup>3</sup>	2,794円	2,567円	+227円	4,466円	4,019円	+447円
20m <sup>3</sup>	4,356円	3,975円	+381円	6,028円	5,427円	+601円
30m <sup>3</sup>	6,776円	6,076円	+700円	8,448円	7,528円	+920円
50m <sup>3</sup>	12,166円	10,828円	+1,338円	13,838円	12,280円	+1,558円
70m <sup>3</sup>	18,106円	16,130円	+1,976円	19,778円	17,582円	+2,196円
100m <sup>3</sup>	28,116円	25,073円	+3,043円	29,788円	26,525円	+3,263円

問) 基本料金及び従量料金とは何ですか？

答) 基本料金とは、使用水量の有無に関わらず、水道メーターの口径に応じて、使用者に負担していただく料金です。また、従量料金とは、使用水量の増減に応じて、使用者に負担していただく料金で、使用水量に応じて段階的に単価が高くなる逓増制となっています。

(通常、基本料金は、水道メーターの設置費や料金徴収の経費、施設の維持管理費など、固定的な経費を賄うもので、従量料金は、取水を水道水に浄化する際の薬品費や動力費など、給水量に応じて変動する経費を賄うものです。なお、当企業団では、固定的な経費を全て基本料金で賄う料金設定をすると、基本料金が高額になってしまうため、固定的な経費の一部を従量料金で賄うように設定しています。)

問) 逓増制とは何ですか？

答) 水道水をたくさん使うほど、料金単価が高くなる仕組みで、目的としては、給水量の急激な増加の抑制や、生活に必要な水道水を安価に供給するためのものです。

問) なぜこの時期に料金改定をされるのですか？

答) 水道料金は3年から5年ごとの適切な時期に見直しが必要となります。前回の改定から6年が経過していますが、房総半島台風による被災、新型コロナウイルス感染症の拡大等もあったため、この時期の改定となりました。

問) どのように改定を決めたのですか？

答) 三芳水道企業団水道事業運営審議会において、令和5年7月から5回にわたり、今後の水道料金の改定について審議を進めてまいりました。審議の結果、「①持続して安定給水を行うために地震災害などを考慮し、計画的に更新事業を実施できるよう資金を早急に確保すること。②継続した経営努力と有収率の向上に努めるとともに、市民生活への影響を最小限に留めること。③基本料金の改定幅を大きくしつつ、小口需要者の負担を考慮したうえで、給水収益を総体的に10.94%増加させること。」との答申がありました。

この答申をもとにした「三芳水道企業団給水条例の一部を改正する条例」が、令和6年第1回三芳水道企業団議会定例会において、議決されたことから、改定に至りました。

問) 基本料金及び従量料金の引き上げ率が一定ではないのは何ですか？

答) 新たな水道料金は、審議会の答申を踏まえ、基本料金の改定幅を大きくしつつ、小口需要者に考慮し、従量料金の1から8立方メートルの改定幅を小さくなるように改定を行いました。

基本料金の水道メーター口径13ミリメートルについては、他の口径の平均引き上げ率13.2%より1.9%低い11.3%としました。

また、従量料金の1立方メートルから8立方メートルまでについては、9立方メートルから501立方メートル以上までの、5段階の平均引き上げ率11.4%より6.7%低い4.7%としています。

問) 前回の値上げはいつですか？

答) 前回の料金改定は、平成30年4月で、平均5%の引き上げでした。

問) 料金改定をしないとどうなるのですか？

答) 上水道事業では、経営に必要な費用を主な収入である水道料金で賄っています。

資金残高が確保できないと水道施設や水道管の更新、耐震化ができなくなり、皆様に安心して水道水をお届けできなくなります。また、料金改定を先送りすると、将来の世代に負担を先送りすることとなります。

問) 施設や水道管の更新をしないとどうなるのですか？

答) 施設や水道管の更新をしない状況が続けば、漏水による断水がたびたび発生してしまったり、大規模地震等の災害時に施設の機能に重大な影響を及ぼしたりと、皆様に安定して水道水をお届けできなくなる可能性があります。水道などのライフラインに被害が出ると、生活に大きな打撃を与えてしまうこととなりうるため、大きな被害が起きても被害を受けにくい水道施設や水道管の耐震化を進めていく必要があります。

問) 必要な資金は経営努力で何とかすべきではないのでしょうか？

答) 施設の統廃合や職員の削減、業務の民間委託など、経費削減の努力を続けて運営してまいりました。

しかし、水道施設の老朽化や耐震化に対応するため、今後も維持管理や施設更新等に多額の費用がかかり、経営努力だけでは対応できないと判断させていただきました。

問) 今回改定をしたら、当分改定は不要となるのでしょうか？

答) 今後も経営の合理化や効率化に努めますが、健全な経営を確保できる公正妥当な水道料金となるよう、概ね3~5年毎に改めてその時点での財政状況を確認のうえ、料金改定が必要かどうかを検討してまいります。

問) 当企業団の料金水準は、他市と比較してどのくらいなのですか？

答) 改定後は、口径13ミリメートルのメーターで20 m<sup>3</sup>を使用（住宅用としての平均的な使用量）した場合、税込4,356円となり、県内の45事業体（上水道事業体のみ）で14番目に高い（33番目に安い）水道料金となります。

問) 自分の使用水量を知りたいのですが？

答) 検針時にお届けしている「水道検針票」に記載されている「今回使用水量」の欄をご覧ください。

問) 下水道使用料も改定するのですか？

答) 今回の料金改定は、水道料金のみでの改定です。